

デマンド交通米飯線及び豊里線の次期運行について

デマンド交通米飯線及び豊里線については、旭川市地域公共交通計画に位置付けられた郊外路線として各運行事業者が運行を行っているが、令和8年9月末で現運行期間が満了となることから、次期運行について次のとおり実施するものとする。

1 経緯

(1) 米飯線

当該路線は、北海道運輸局長が交通不便地域として認定した東旭川町東桜岡、豊田、瑞穂、米原地区から東旭川中心部を結んでいるデマンド交通であり、運行事業者は、プロポーザル審査により選定され、平成25年10月から平成28年の9月までの3か年、旭川市生活交通ネットワーク計画により運行を行った。

平成28年10月から令和3年9月までの5か年及び令和3年10月からの5か年の運行については旭川市生活交通確保維持改善計画に位置付けられた運行事業者として同事業者が継続して運行を行っており、令和8年9月末に運行期間が満了となる。

(2) 豊里線

当該路線は、令和3年に廃止となった路線バス芦旭線の代替交通として神居町豊里、西丘地区から神居中心部、旭川駅周辺を運行するデマンド交通であり、運行事業者は、プロポーザル審査により選定され、半年間の実証運行を経て令和4年4月より本格運行を行っており、令和8年9月末に運行期間が満了となる。

2 次期運行について（案）

(1) 運行範囲

米飯線・豊里線ともに現行の運行範囲とする。

(2) 運行期間

令和8年10月～令和13年9月の5年間とする。

(3) 事業者選定方法

デマンド交通の運行に当たっては、受付・配車・運行等の一連のプロセスを行うノウハウが必要であることから、価格のみの競争により選定するのではなく、運行管理体制、整備管理体制等も含めた企画提案等により審査を行う公募型プロポーザル方式による選考を中心に検討することとする。

旭川市地域公共交通会議における選考委員会により、具体的な事業者選考の手法を決定した後、利用者等のアンケート調査等も踏まえながら仕様を設定することとし、公募型プロポーザルによる場合は、プロポーザル審査会を設置した上で、審査会において公募内容を決定し、事業者の選考を行う。

3 今後のスケジュール（公募型プロポーザルを想定した案）

令和8年 4月中旬 プロポーザル審査会設置

令和8年 5月上旬～6月上旬 公募期間

令和8年 6月上中旬 プロポーザル（企画提案ヒアリング）事業者選定

令和8年10月1日 米飯線、豊里線 令和9年度計画による運行開始